

第18号議案

中間市中央公民館条例等の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成24年3月6日提出

中間市長 松下 俊男

中間市中央公民館条例等の一部を改正する条例

(中間市中央公民館条例の一部改正)

第1条 中間市中央公民館条例(昭和53年中間市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の4項を加える。

- 2 審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は20人以内とする。
- 3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員が第3項に該当しなくなった場合又は特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であってもこれを解職することができる。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

別表第1及び別表第2中「(第6条関係)」を「(第5条関係)」に改める。

(中間市立図書館条例の一部改正)

第2条 中間市立図書館条例(昭和61年中間市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(図書館協議会の設置)」に改め、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

(中間市立歴史民俗資料館条例の一部改正)

第3条 中間市立歴史民俗資料館条例(昭和61年中間市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

中間市中央公民館条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>本則</p> <p>(運営審議会の設置)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 <u>審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は20人以内とする。</u></p> <p>3 <u>委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。</u></p> <p>4 <u>委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>5 <u>委員が第3項に該当しなくなった場合又は特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であってもこれを解職することができる。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(使用料)</p>	<p>本則</p> <p>(運営審議会の設置)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(審議会の委員の定数及び任期)</p> <p>第5条 <u>審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は20人以内とする。</u></p> <p>2 <u>委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。</u></p> <p>3 <u>委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>4 <u>委員が第2項に該当しなくなった場合又は特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であってもこれを解職することができる。</u></p> <p>(使用料)</p>

第5条 (略)

(使用料の減免)

第6条 (略)

(使用料の返還)

第7条 (略)

(委任)

第8条 (略)

別表第1(第5条関係)

中間市中央公民館室別使用料金表

(表は省略)

別表第2(第5条関係)

中間市中央公民館陶芸室使用料金表

(表は省略)

第6条 (略)

(使用料の減免)

第7条 (略)

(使用料の返還)

第8条 (略)

(委任)

第9条 (略)

別表第1(第6条関係)

中間市中央公民館室別使用料金表

(表は省略)

別表第2(第6条関係)

中間市中央公民館陶芸室使用料金表

(表は省略)

中間市立図書館条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>本則</p> <p><u>(図書館協議会の設置)</u></p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は教育委員会規則で定める。</p>	<p>本則</p> <p><u>(図書館協議会)</u></p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は教育委員会規則で定める。</p>

中間市立歴史民俗資料館条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>本則 (運営協議会の設置) 第4条 (略) 2 (略) <u>3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。</u> <u>4</u> (略) <u>5</u> (略)</p>	<p>本則 (運営協議会の設置) 第4条 (略) 2 (略) (新設) <u>3</u> (略) <u>4</u> (略)</p>